

軽自動車税の税率改正について

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662-2112

平成27年度から軽自動車税が変わります

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されますが、平成26年税制改正により平成27年度から次のように変わります。

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車等の税率

平成27年4月1日時点で登録されている車両全ての税率は、平成27年度から下記のように引き上げられます。

車種	税率(年税率)			
	平成26年度まで	平成27年度から		
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	定格出力 0.6kw以下	旧税率 1,000円	新税率 2,000円
	50cc超 90cc以下	0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	0.8kw超 1kw以下	1,600円	2,400円
	20cc超 50cc以下 (ミニカー)	0.25kw超 0.6kw以下 (ミニカー)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用(乗用トラクター、コンバイン等)		1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)		4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超 250cc以下		2,400円	3,600円
二輪小型自動車	250cc超		4,000円	6,000円
雪上車			2,400円	3,600円
被けん引車			2,400円	3,600円

◆三輪以上の軽自動車の税率

三輪以上の軽自動車の税率は、平成27年4月1日以降に新規登録（初めて車両番号の指定を受ける事）する車両から、下記のように新税率が適用されます。**平成27年3月31日までに新規登録された車両については、平成27年度以降も旧税率**となります。

また、初めて車両番号の指定を受けた月（車検証の初度検査年月）から起算して13年を経過した車両（電気、天然ガス、メタノール等の軽自動車並びに被けん引自動車を除く）については、平成28年度から下記のように引き上げられます。

車種	税率(年税率)				
		初度検査年月が平成27年3月31日までの車両	初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両 (平成27年度から)	初度検査年月から13年経過した車両 (平成28年度から)	
		旧税率	新税率	重課税率	
軽四輪以上 (総排気量が660cc以下)	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽三輪 (総排気量が50cc超660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	

※「初めて車両番号の指定を受けた月」とは、車検証の「初度検査年月」のことです。

お手持ちの車検証でご確認ください。

※平成15年10月14日以前は、車検証の「初度検査年月」の記載が「年」のみの表記であるため、平成28年度に重課税率の対象となるのは、車検証に「平成14年」以前の年の表記のある車両となります。

町からのお知らせ

児童扶養手当法の一部が改正されます

※受給申請・お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降、年金受給額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。今回の改正により新たに手当が受けられる場合、受給するには申請が必要です（所得制限により受給できない場合があります）。

●対象
▼母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
▼父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみ

を受給している場合 ▼お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合 など

●申請期間 申請月の翌月からの支給が原則ですが、平成26年12月1日での支給要件に該当する場合、平成27年3月までに申請すれば平成26年12月から支給されます。

●申請に必要なもの 印かん、請求者名義の預金通帳、戸籍謄本、その他支給要件により異なりますので、ご相談ください。

献血にご協力ください

※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

次の日程で町内に献血バスがきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

●期日 11月27日(木)

●時間 ▼午前9時30分～11時30分
▼午後1時30分～3時30分

特定保健指導をご利用ください

※お問い合わせ先
住民税務課住民G
☎662・2113
健康福祉課健康づくりG
☎662・2836

●場所 保健福祉センター
●持ち物 本人確認のため、身分が証明できるもの（運転免許証、保険証、パスポートなど）

国民健康保険加入者で、特定保健指導の結果、該当した方に「特定保健指導」のご案内をしています。
案内された日に参加できなかった方には、電話で次回開催の案内をしておりますので、ぜひご利用ください。

今月の納税等

納期限 12月1日(月)

- 国民健康保険税 5期
 - 介護保険料 5期
 - 後期高齢者医療保険料 5期
 - 公共下水道受益者負担金 2期
- ※お問い合わせ先
住民税務課税務G ☎662-2112
建設課下水道管財G ☎662-2115

雑紙をきちんと分別しましょう


◆紙類を分別することで、ごみの減量や処分費の軽減につながり、環境への負担等も少なくすることができます。

◆雑紙は、そのまま燃やせるごみに捨てずに、雑紙袋に入れて出すようにしてください。

◆雑紙の一例は次のようなものです。空き箱(菓子箱など)、はがき、プリント、カレンダー、紙袋 など

◆雑紙袋が必要な方は、役場1階4番窓口までお越しください。

※お問い合わせ先 住民税務課住民G
☎662-2113



集めた雑紙は紙袋に入れて紐でしばってください。



NAKAYAMA TOWN INFORMATION

No.1221